

公共下水道使用料 下水処理施設使用料を 7月から改定

市では、公共下水道使用料と下水処理施設（すみれ台・坂本・つつじ平）使用料について、7月から17%引き上げます。衛生的で快適な暮らしと周辺水域の水質を守るため、今後も公共下水道と下水処理施設の適正な維持管理を進めてまいります。ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先 下水道課 計画管理担当 ☎624-8300

◆公共下水道使用料

改定の背景

市では、公共下水道事業の経営戦略を策定し効率的な経営に努めておりますが、3年連続で当期純損失を計上するなど厳しい経営状況が続く、汚水を処理するために必要な経費を使用料収入だけで賄うことができていない状況です。

今回、使用料の定期検証を行うため、適正な下水道使用料の在り方について「焼津市下水道使用料等審議会」に意見を求めました。

審議会の意見（答申内容）

- 令和5年度に使用料改定を行う必要があり、今回の改定率は17%の引き上げが妥当であること
- 5年後に改めて使用料改定の必要性に関する検証を行うこと
- 基本使用料と従量使用料の改定率を均等に守る、利用者間の公平性を維持すること など

使用料17%の引き上げ

市では、審議会の意見の内容を踏まえ、答申のとおり使用料を17%引き上げることとしました。

◆下水処理施設（すみれ台・坂本・つつじ平）使用料

改定の背景

老朽化した施設の修繕や維持管理に多くの費用が掛かっており、運営状況は厳しく、必要な経費を使用料収入だけで賄うことができていない状況です。

使用料17%の引き上げ

利用者の負担増に配慮して、今回は類似事業である公共下水道を参考に使用料を17%引き上げることとしました。

今後も定期的に適正な使用料の在り方について検証していきます。

◆改定時期

7月分として請求する使用料から改定します。

【隔月請求・奇数月検針地区】…7月に6・7月分を請求するため、現行の使用料（6月分）と改定後の使用料（7月分）となります

【隔月請求・偶数月検針地区】…8月請求分から

【毎月請求・検針の場合】…7月請求分から

◆新しい使用料

公共下水道使用料・一般汚水（1カ月につき、税抜き）

※公衆浴場汚水の基本使用料と従量使用料も改定します。

区分	現行	改定後
基本使用料（10立方㍓まで）	1,028円	1,203円
従量使用料（1立方㍓につき）	103円	121円
100～1,000立方㍓	121円	142円
1,000立方㍓を超える分	126円	147円

下水処理施設（すみれ台・坂本・つつじ平）使用料（1カ月につき、税込み）

※公衆浴場使用料も改定します。

区分	現行	改定後
普通料金	950円	1,110円
基本額（10立方㍓まで）	95円	111円
超過額（1立方㍓につき）		

環境に優しい浄化槽でSDGsを推進

合併処理浄化槽設置補助金

最大
65万円

市では生活排水による川や海の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する人に補助金を交付しています。特に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えを行う場合に「最大65万円」の補助を受けることができます。

補助対象区域 「公共下水道供用開始区域」、「地域し尿処理施設の処理区域」を除く区域

対象者 自ら居住するための住宅を建築またはすでに所有し、合併処理浄化槽をこれから設置しようとする人

対象浄化槽と基数 環境配慮型浄化槽の10人槽以下で1世帯1基まで補助限度額（1基当たり）

●住宅の建築を伴わず、単独処理浄化槽または汲み取り式便槽より合併処理浄化槽に設置替える場合

本体設置工事費…45万円、宅内配管工事費…20万円

●住宅の建築に伴い合併処理浄化槽を設置する場合

本体設置工事費…20万円

※補助基数に限りがあります。申し込み順で満了になり次第、終了します。※工事着工後および完了後の申請は補助の対象外です。必ず着工前に申請してください。

※合併処理浄化槽の設置された住宅の建て替えや再設置などは対象外です。※下水道事業計画未整備区域内（会下ノ島石津土地区画整理事業地内および石津向町、石津港町、石津中町など）では平成31年3月以前に合併処理浄化槽を設置した人が再設置する場合、補助の対象となる場合があります。

※提出書類など、詳しくは問い合わせください。

問合せ先 小屋敷環境管理センター ☎628-7408

環境保全活動団体に登録を!

焼津市をもっときれいな街にするために、環境保全活動団体に登録してみませんか?環境に優しい取り組みの輪を市全体で広げましょう。

環境保全活動とは

海岸・河川・公園・道路などの清掃、ごみ減量活動、地球温暖化防止に貢献する活動、環境教育・自然観察会などの開催、自然保護活動など、環境に優しい取り組みと市が認めた活動です。

認められた活動は市ホームページなどで紹介します。

登録要件 所定の要件を全て満たすこと

- 制度の目的に賛同するもの
- 活動を市内で自発的に実施するもの（無報酬、非営利目的に限る）

※この他にも要件があります。詳しくは問い合わせください。

登録方法 申請書を持参、郵送、ファクスまたはメールで提出する令和4年度新規登録団体

（一社）倫理研究所家庭倫理の会 静岡中部 焼津支部、瀬戸川を愛する会、㈱新村組

※環境基本計画の内容、制度の詳細、登録申請書、令和4年度の各団体の活動実績などは、市ホームページで閲覧できます。

問合せ先 ☎425-8502 本町2-16-32 環境課（市役所本庁舎3階） ☎626-2153 ☎626-2183

詳しくはこちら



▲新規登録団体（㈱新村組）



地震から命を守る

プロジェクト「TOUKAI-0」 総合支援事業

木造住宅の耐震化

昭和56年5月31日以前に建築した、または工事中であった木造住宅の所有者が対象です。

■わが家の専門家診断（令和6年度終了予定）

市から専門家（市内の建築士・大工など）を派遣し、無料で耐震診断を行います。

■住宅耐震化相談支援事業

「わが家の専門家診断」をし、補強工事を行っていない所有者の自宅に相談員（専門家）が訪問し、耐震補強に関する疑問に無料で答えられます。

■補強工事（補強計画一体型）（令和7年度終了予定）

耐震診断の結果が1.0点未満（倒壊の可能性がある）を1.0点以上（倒壊しない程度）へ補強する設計と補強工事を一体で行う事業に対する補助。ただし点数が0.3ポイント以上向上するもの。

補助額 ●高齢者のみの世帯、障害などを持つ人がいる世帯…工事費の8割以内で上限120万円 ●それ以外の一般の世帯…工事費の8割以内で上限100万円

在宅避難割増 耐震診断の結果が0.7点未満（倒壊の危険性の高い住宅）を1.2点以上へ補強する設計と補強工事を一体で行う事業に最大15万円を上乗せ補助（別途条件あり）



■木造住宅移転援助成事業

高齢者のみが居住する木造住宅で耐震診断の結果1.0点未満であったものを廃棄し、耐震性のある既存住宅などへの住み替えに要する経費の補助。補助額 当該事業に要する経費と10万円のいずれか少ない額

■住宅・建築物耐震改修等事業

密集住宅市街地（「本町～小川新町地区」、「石津浜周辺」）にある木造住宅の解体工事に対する補助。ただし、耐震診断の結果が0.7点未満のもの。補助率 工事費用または市の定める基準により算定した額のいずれか少ない額の23%以内

補助額 上限40万円 ※対象地区は市ホームページを確認してください。

安全なまちづくり

■ブロック塀等撤去事業

通学路、緊急輸送路および避難経路沿いにある倒壊や転倒の危険性があるブロック塀など（道路からの高さが60㍓を超えるもの）の所有者が行う撤去工事に対する補助。

補助率 工事費用または市の定める基準により算定した額のいずれか少ない額の3分の2以内

補助額 上限20万円

■生け垣づくり補助事業

対象 延長2㍓以上に樹木の本数が1㍓当たり2

国民健康保険税率が変わります

市では、静岡県国民健康保険運営方針に基づく標準的な算定方式に合わせるため、資産割を廃止することとしました。これにより、令和5年度から令和9年度まで、資産割を段階的に縮小・廃止し、所得割を段階的に引き上げます。

【令和5年度の税率改正の内容】

令和5年度の税率については右表のとおりです。また、地方税法施行令の改正により課税限度額については、基礎課税分を2万円、後期高齢者支援金等分を1万円引き上げます。 ※詳しくは市ホームページを確認するか問い合わせください。

問合せ先 国保年金課 保険担当 ☎626-1113



詳しくはこちら

納税通知書を発送 固定資産税・都市計画税

納期
6/5(月)

固定資産税・都市計画税納税通知書を発送しました。納税通知書が届きましたら、納税義務者や税額など内容を確認し、6/5(月)までに納付してください。

対象 市内に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している人

第1期納期 6/5(月)

問合せ先 ◇課税に関すること…課税課

●土地担当 ☎626-1149 ●家屋担当 ☎626-2150

●償却資産・諸税担当 ☎626-1142

◇納付について…納税促進課 収納管理担当 ☎626-2147



納付について

納税通知書発送・減免申請 軽自動車税（種別割）

納期
5/31(水)

5/10(水)に納税通知書を発送します。5/31(水)までに納入してください。また、軽自動車の所有者本人が一定等級以上の身体障害者などである場合、申請により免除になる制度の受け付けを開始します。詳しくは市ホームページを確認するか問い合わせください。

【減免申請について】

申請期限 5/31(水)

申請窓口 課税課（市役所本庁舎3階）、大井川

市民サービスセンター（市役所大井川庁舎1階）

問合せ先 ◇減免申請に関すること…課税課 償却資産・諸税担当 ☎626-1142

◇納付について…納税促進課 収納管理担当 ☎626-2147



納付について



減免申請について



■ひきこもり相談 日時 月・水曜日（祝日を除く）9:00～15:00（金曜日のみ9:00～12:00） ■心の病気の相談 日時 5/10(水) 13:15～

■酒害相談 日時 5/10(水) 13:30～【共通】会場 藤枝総合庁舎 要予約 予約・問合せ先 県中部保健所 ☎644-9281



■エイズ検査・肝炎検査（即日検査・要予約・匿名）日時 5/11(水)、6/1(木) 18:00～19:30、5/25(水) 9:15～11:00 会場 藤枝総合庁舎別館2階 問合せ先 県中部保健所 ☎644-9273

■高次脳機能障害医療等相談 日時 5/18(水) 13:00～17:00 会場 藤枝総合庁舎 問合せ先 県中部保健所 ☎644-9281